

京都市告示第 57 号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)緑地を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成24年5月9日

京都市長 門川 大作

1 緑地の名称

(1) 変更する緑地

2号鴨川緑地

(2) 廃止する緑地

7号鴨川下流緑地

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

東山区宮川筋八丁目、朱雀町、上人町、西橋町、鍵屋町、上堀詰町、下堀詰町、日吉町、一橋宮ノ内町、一橋野本町、福稲岸ノ上町、福稲柿本町、福稲高原町、福稲川原町、下京区下材木町、都市町、八ツ柳町、菊屋町、平岡町、鍵屋町、上二之宮町、下二之宮町、稲荷町、若宮町、川端町、屋形町、南区東九条南河原町、東九条河西町、東九条北松ノ木町、東九条南松ノ木町、東九条柳下町、上鳥羽火打形町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森洲崎町、伏見区深草西川原町、深草勸進橋町、深草向川原町、竹田向代町、竹田中島町、竹田流池町、竹田青池町、中島秋ノ山町、中島流作町及び中島河原田町の各一部

(2) 廃止する部分

南区上鳥羽火打形町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森洲崎町、伏見区竹田中島町、竹田流池町、竹田青池町、中島秋ノ山町、中島流作町及び中島河原田町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)